

下水道事業受益者負担金の時効等について

1. 概要

「下水道事業受益者負担金（以下、「負担金」とする。）」の徴収猶予に関する事務について、時効により負担金を徴収できない事例及び還付が必要な事例が判明したことから、令和4年度に報告しましたが、その後に更に精査をした結果が出たため再度報告するものです。

2. 負担金の時効の範囲について

(1) 職権により徴収猶予の事務処理を行ったもの

ア. 土地の状況を要因とするもの

公共下水道区域となる市街化区域に既存集落の山間部を含むことから、道路に接しない山林や宅地化困難な急傾斜地、著しい低地、生産緑地を含む農地などが主なものであり、宅地化されるまで、または、10年更新の徴収猶予としていたもの。

イ. 受益者の状況を要因とするもの

受益者の所在不明や相続人不明、係争中など受益者の特定困難により、10年更新、または、事由解決のときまでの徴収猶予としていたもの。

区分	受益者数	土地数	算定面積	負担金額
ア. 土地の状況を要因	188 人	394 件	143,722.66 m ²	64,675,176 円
イ. 受益者の状況を要因	18 人	29 件	4,160.42 m ²	1,872,188 円
計	206 人	423 件	147,883.08 m ²	66,547,364 円

(2) 上記(1)のうち、時効が成立したもの

ア. 猶予継続中

時効成立後も徴収猶予が継続されているものであり、既に時効が成立していることから、将来、宅地開発等により公共下水道を利用できる場合においても、徴収することができない負担金となります。

イ. 猶予解除

徴収猶予事由の消滅や所有者の判明等に伴い行われた徴収猶予解除ですが、既に時効が成立していることから、時効成立後に納入通知がなされた負担金となります。

区分	受益者数	土地数	算定面積	負担金額
ア. 猶予継続中	85 人	173 件	82,179.91 m ²	36,980,955 円
イ. 猶予解除	43 人	91 件	23,885.31 m ²	10,748,382 円
うち納付済	39 人	84 件	22,070.16 m ²	9,931,480 円
計	128 人	264 件	106,065.22 m ²	47,729,337 円

※イ. 猶予解除負担金額には不納欠損額を含む。また、うち納付済負担金額は前納報奨金額を含む。

3. 負担金の還付について

時効の成立後に納付された負担金については、地方税法第18条の3の規定に基づき還付に係る債権を5年とし、負担金額び還付加算金を令和5年2月補正にて予算計上後、対象となる受益者へ返還の手続きを行いました。(還付日：R5.4.25, R5.4.28)

納付年度	受益者数	土地数	算定面積	還付負担金額	加算金	合計金額
H30	1人	4件	3,104.68 m ²	1,397,100円	75,400円	1,472,500円
R3	1人	1件	991.00 m ²	445,950円	7,700円	453,650円
計	2人	5件	4,095.68 m ²	1,843,050円	83,100円	1,926,150円

○地方税法

(還付金の消滅時効)

第18条の3 地方団体の徴収金の過誤納により生ずる地方団体に対する請求権及びこの法律の規定による還付金に係る地方団体に対する請求権（以下第20条の9において「還付金に係る債権」という。）は、その請求をすることができる日から5年を経過したときは、時効により消滅する。